

令和元(2019)年 8 月 9 日

部内各課所長 様

農政部長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（通知）

このことについて、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしますので通知します。

記

1 試行対象工事等

- ・農政部発注の工事で、下記(1)～(3)に該当するものを試行対象とする。

(1) 適用範囲

- ・平成 31(2019)年 4 月 1 日以降に当初起工した工事から適用する。
- ・ただし、令和元(2019)年 8 月 13 日までに完成通知が提出された工事は除く。

(2) 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事。
- ・ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。
- ・電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。
- ・ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

- ・県内全ての地域を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

- ・日最高気温が 30 度（℃）以上の日をいう。
- ・ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合とする。

(2) 工期

- ・工事着手から工事完成日までの期間とする。
- ・なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 計測及び真夏日率の算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

- 1) 本試行にあたり、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。
なお、受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

参照：環境省 HP / 熱中症予防情報サイト

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が 30 度（℃）以上の日を、真夏日とする。

参照：気象庁 HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上の場合、真夏日とする。

- 2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。
- 3) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。
- 4) 上記①～③によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

(2) 真夏日の算出方法

- ・上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。
- ・ただし、休工日（不稼働日）は真夏日に含めないものとする。

(3) 基準日及び算定期間について

- ・受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
- ・また、真夏日の算定期間については、受発注者協議により定めるものとし、この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

(4) 計測結果の報告について

- ・受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{(\ast 1)} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}^{(\ast 2)}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4 積算方法等

(1) 補正方法

- ・現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理

費率に加算する。

- ・なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)}^{(\ast 3)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{(\ast 4)}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \left(\left(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{(\ast 5)} \right) + \text{補正值} \right)$$

※3 補正值 (%) は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1. 2

※5 農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）における別表3「現場管理費率の補正」に記載のものとする。

(3) 変更設計

- ・現場管理費の補正のみの変更設計は、受発注者協議のうえ、行うことができるものとする。

5 運用

(1) 特記仕様書への記載例

- ・この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

第〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和元(2019)年8月9日付け農振第398号）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和元(2019)年8月9日付け農振第398号）」は、栃木県ホームページから取得できる。

(2) 施工箇所点在型への適用

- ・施工箇所点在型工事は、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

6 その他

- ・上記の取扱いについて、施工場所の実情等により、対応が困難な場合については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- ・農業農村整備標準積算システムにおける現場管理費の補正は別紙1のとおりとする。

農村振興課技術調整担当
TEL:028-623-2332
TEL:028-623-2337

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる栃木県内観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	備考
宇都宮	宇都宮市明保野町 宇都宮地方気象台	
鹿 沼	鹿沼市見野	
奥日光（日光）	日光市中宮祠 日光特別地域気象観測所	
今 市	日光市瀬川	
五十里	日光市五十里堀割	
土呂部	日光市土呂部	
真 岡	真岡市下籠谷	
小 山	小山市出井	
塩 谷	塩谷郡塩谷町大字田所	
大田原	大田原市宇田川	
黒 磯	那須塩原市埼玉	
那須高原	那須郡那須町大島	
那須烏山	那須烏山市森田字小埞前	
佐 野	佐野市田沼町	

※ 観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。